



## 別表十二（二十） 記載の仕方

### 1 農用地利用集積準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告書を提出する法人で措置法第61条の2第1項（農用地利用集積準備金）に規定する特定農業法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「農業に係る収入金額の計算」の各欄は、次により記載します。
  - イ 「農畜産物の販売に係る収入金額2」は、農畜産物（特定農業法人が自ら措置法第61条の2第1項に規定する農用地を利用して生産した平成5年8月2日農林水産省告示第877号で指定された農畜産物に限ります。以下同じ。）の販売に係る当期の収入金額を記載します。
  - ロ 「農産加工物品の販売に係る収入金額3」は、農畜産物の全部又は一部を原材料として製造又は加工した物品の販売に係る当期の収入金額を記載します。
  - ハ 「農作業の委託に係る収入金額5」は、特定農業法人が受けた農作業の委託に係る当期の収入金額を記載します。
- (3) 「益金算入額の計算」の各欄は、次により記載します。
  - イ この欄は、農用地利用集積準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が、積立後5年を経過したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合のほか、翌期以後の益金算入額の計算のため各事業年度の積立額等を明らかにする必要がありますから、当期において益金算入額がない場合にも記載してください。
  - ロ 「積立事業年度」には、当期首現在の農用地利用集積準備金の金額のうち、その積立てが最も古い事業年度から順次記載します。
  - ハ 「当初の積立額のうち損金算入額19」には、積立事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。
  - ニ 「期首現在の準備金額20」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額24」の金額を事業年度ごとに記載します。

ホ 「当期益金算入額」の「任意取崩し等の場合22」には、措置法第61条の2第3項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった同条第1項の農用地利用集積準備金の金額に相当する金額を記載します。

この場合において、同条第3項第5号の規定に該当するときには、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度の期首現在の準備金からまず取り崩したものとして順次記載します。

### 2 特定農用地利用規程に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、措置法第61条の2条1項（農用地利用集積準備金）の農用地利用集積準備金を有する法人が同法第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「取得した農用地等の種類25」には、取得した農用地等の種類を農用地にあつては農用地と、特定農業用機械等にあつては耐用年数省令別表第一、別表第二及び別表第七に定める種類、設備の種類を記載します。
- (3) 「圧縮限度額」の「 $((29) + (30))$  又は  $((29) + (30) - 1円) 31$ 」には、圧縮記帳の適用資産について、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合は、「 $(29) + (30) - 1円$ 」の金額を記載します。なお、その減額をしても帳簿価額が残る場合やその減額に代えて引当金への繰入れ等をする場合には、「 $(29) + (30)$ 」の金額をそのまま記載します。
- (4) 「圧縮限度額」の「 $(34の①、②若しくは③)$  又は  $((34の①、②若しくは③) - 1円) 32$ 」には、圧縮記帳の適用資産について、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合は、「 $34の①$ 」、「 $34の②$ 」又は「 $34の③$ 」の金額から1円を控除した金額を記載します。なお、その減額をしても帳簿価額が残る場合やその減額に代えて引当金への繰入れ等をする場合には、「 $34の①$ 」、「 $34の②$ 」又は「 $34の③$ 」の金額をそのまま記載します。